

高崎市地域公共交通会議設置要綱（改正後）（案）

平成19年5月26日

高崎市告示第177号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、高崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- （2）市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（協議を要しない事項）

第3条 次に掲げる事項については、旅客の利便性を阻害しない範囲において、交通会議の協議に付さず、交通会議の報告事項とすることができる。

- （1）路線変更を伴わない停留所の新設又は位置の変更
- （2）停留所の名称変更
- （3）運行回数の増
- （4）運行時刻の変更
- （5）天災、工事等の事由により、その路線が運行できない場合の路線の変更等
- （6）乗車定員等に変更のない車両の入れ替え
- （7）委員の組織、所管部署及び役職の名称変更

（組織及び任期）

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって充てる。

2 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第4条別表に掲げる委員のうち、高崎市長又はその指名する者を充て、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会長は、緊急その他やむを得ない事由により交通会議を招集することが困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、別表に定める委員のうち会長が指名するもの及びその他必要と認めたものをもって組織する。
- 3 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議運賃分科会)

第9条 乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項について協議するため、交通会議に協議運賃分科会を置くことができる。

2 協議運賃分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(通報窓口)

第10条 第2条に定める協議事項に係る相談又は苦情に応じるため、市民部地域交通課に通報窓口を設置する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、市民部地域交通課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱施行後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年1月31日までとする。

附 則 (平成20年1月29日高崎市告示第16-2号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日高崎市告示第94号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日高崎市告示第176-9号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日高崎市告示第213-2号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日高崎市告示第317号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日高崎市告示第110号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成２３年６月３０日高崎市告示第２２９号）

この告示は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月１３日高崎市告示第４１０号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成２６年７月２９日高崎市告示第２８９－２号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年１２月１６日高崎市告示第３６３号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年７月２７日高崎市告示第２５６号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の高崎市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年１月２４日高崎市告示第１５号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成３０年６月８日高崎市告示第２０１号）

この告示は、平成３０年６月９日から施行する。

附 則（令和２年３月５日高崎市告示第４３号）

この告示は令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日高崎市告示第４０号）

この告示は令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日高崎市告示第８４－２号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和５年６月２１日高崎市告示第１７７号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和６年２月２７日高崎市告示第３５号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和７年 月 日高崎市告示第 号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

高崎市長又はその指名する者
群馬県知事戦略部 交通イノベーション推進課長
群馬運輸支局 支局長
高崎経済大学 教授
高崎市議会市民経済常任委員会 委員長
群馬県バス協会 会長又はその指名する者
群馬県タクシー協会 会長又はその指名する者
高崎地区タクシー協議会 会長又はその指名する者
群馬バス 代表取締役又はその指名する者
上信観光バス 代表取締役又はその指名する者
群馬中央バス 代表取締役又はその指名する者
関越交通 代表取締役又はその指名する者
永井運輸 代表取締役又はその指名する者
西毛交通 代表取締役又はその指名する者
日本中央バス 代表取締役又はその指名する者
上信ハイヤー 代表取締役又はその指名する者
高崎商工会議所 会頭又はその指名する者
高崎市長寿会連合会 会長又はその指名する者
高崎市社会福祉協議会 会長又はその指名する者
<u>（削除）</u>
高崎市区長会 副会長（支所地域を除く）
高崎市区長会 副会長（倉渕地区）
高崎市区長会 副会長（箕郷地区）
高崎市区長会 副会長（群馬地区）
高崎市区長会 副会長（新町地区）
高崎市区長会 副会長（榛名地区）

高崎市区長会 副会長（吉井地区）
高崎河川国道事務所 所長
高崎土木事務所 所長
藤岡土木事務所 所長
高崎警察署 署長
高崎北警察署 署長
藤岡警察署 署長
群馬県私鉄労働組合連合会 執行委員長